

福島県 県民割プラス

Rakuten Travel

対象となる方

2022年7月14日更新

宿泊助成の対象は福島県及び北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県内在住の方が対象です

※ワクチン接種証明の内容が福島県在住者とその他の県在住者では異なりますのでご注意ください。

対象期間

※7月14日15時～ 宿泊対象期間が8月31日まで延長されました。

予約受付期間	割引対象期間
2022年6月24日～	2022年7月1日チェックイン～ 2022年7月15日チェックアウト分まで
2022年7月14日～	2022年7月15日チェックイン～ 2022年9月1日チェックアウト分まで

割引額 1人1泊あたり（税込）

1日1泊あたり	補助額	特典クーポン
10,000円～	5,000円	2,000円分
5,000円～9,999円	2,500円	
～4,999円	なし	なし

お申込み方法

STEP
1

楽天トラベルで福島県内の宿泊施設を予約

https://travel.rakuten.co.jp/fukushima/?lid=topC_map_pref

STEP
2

※STAYNAVI※ で「福島県 県民割プラス宿泊クーポン券」を発行（予約情報入力）

楽天トラベルでご予約された場合は、現地支払いのみ対象となります。

予約後にSTAYNAVIにて県民割プラス宿泊クーポン券の発行をしてください。

事前決済をされますと適用されませんのでご注意ください。

※STAYNAVI※ <https://fukushima-pr.staynavi.direct/campaign/prefecture/fukushima/kenmin>

STEP
3

宿泊クーポン券を印刷・持参して出発

※県民割プラスを活用する方全員の身分証明書及びワクチン接種証明書等の提示が必要です。

STEP
4

宿泊施設のご利用・宿泊者特典クーポンの受け取り

※宿泊の際は県民割プラスを活用する方全員の身分証明書をご持参ください。チェックイン時に代表者様及び同行者全員分の氏名・住所確認のため
公的な身分証明証（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）をご提示いただきます。

詳細は▼こちらのリンクより▼ご確認いただくか下記までお問い合わせをお願い致します。

<https://fukushima-pr.staynavi.direct/campaign/prefecture/fukushima/kenmin>

問合せ先：福島県 県民割プラスセンター（9:30-17:30 年中無休）旅行者専用電話：[0570-000-337](tel:0570-000-337)

県民割における接種済証明書等の確認について

政府の方針に則り、「福島県 県民割」をご利用の際は、現住所を確認できる身分証明書とともに、原則として、下記いずれかの提示が必要です。

- 「ワクチン接種が確認できる新型コロナワクチンの接種済証明書」
- 「PCR検査等の陰性証明書（検査結果通知書）」

ワクチン接種済証明書は、福島県内在住者と県外在住者で条件が異なります。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 福島県内在住者 | → 2回目の接種日から14日以上経過したもの |
| 県外在住者 | → 3回目の接種日が確認できるもの |

<ワクチン接種済証明書>

ワクチン接種済証明書とは ...

- 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- 新型コロナウイルスワクチン接種記録書
- 新型コロナウイルスワクチン接種証明書
(見本) 予防接種済証
が該当します。



<接種済証明書の条件>

- **3回目の接種日が確認できるもの** (福島県内在住者は2回目の接種日から14日以上経過した証明書)

※数日間に渡る旅行や宿泊の場合は、旅行および宿泊の初日が基準となります。

- 本人であること (身分証明書等で確認)
- **3回分のワクチンシール** (福島県内在住者は2回分のワクチンシール) が貼られていること (予防接種済証または接種記録書の場合)

こんな場合は？

- (Q) 4月1日に3回目のワクチンを接種した場合、いつから利用できるの？
(A) 3回目のワクチン接種日から、県民割の利用が可能です。

<PCR検査等の陰性証明書>

PCR検査または抗原定量検査、または抗原定性検査における陰性証明（検査結果通知書）が必要です。

- 【注意】 検査費用は自己負担となります。
- 【注意】 PCR検査および抗原定量検査の有効期間は3日間（検体採取日 + 3日）、抗原定性検査の有効期間は1日間（検査日 + 1日）です。

<陰性証明書の条件>

- ①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限 が明記されていること
- **旅行開始日において、有効期限が過ぎていないもの**

● 本人であること (身分証明書等で確認)
***市販の検査薬の結果では上記が明記されていないものが多く、県としては国、県が認めた検査機関の証明書のみ有効としています。**

こんな場合は？

- (Q) 4月1日にPCR検査か抗原定量検査を受けた場合、いつまで本事業が利用できますか？
(A) 4月4日（検体採取日 + 3日）まで本事業の利用が可能です。
- (Q) 4月1日に抗原定性検査を受けた場合、いつまで本事業が利用できますか？
(A) 4月2日（検査日 + 1日）のみ本事業の利用が可能です。

*無料検査場一覧 (福島県ホームページ)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/v-kpackage3.html>